

【資料 8】 千葉うみさとラインのブランディングに関する連携協定書

千葉うみさとラインのブランディングに関する連携協定書

千葉市、佐倉市、八千代市、独立行政法人都市再生機構及び株式会社みなも（以下、「協定関係 5 者」という。）は、次のとおり連携協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（エリア）

第 1 条 本協定が対象とするエリアは、東京湾（千葉市美浜区磯辺地先）から西印旛沼（佐倉ふるさと広場周辺）までの花見川、新川、西印旛沼周辺エリアを基本とし、協定関係 5 者は、将来的に、北印旛沼及び利根川までのエリア拡大を見据えて取り組む。

2 このエリアを、千葉うみさとライン（以下、「うみさと」という。）と呼ぶ。

（目的）

第 2 条 うみさととのコンセプトを共有した参加主体による各々の活動や、関係者の垣根を越え相互に連携した活動の推進を通じて、うみさととのブランディングを行うことにより、関係人口の増加、賑わいの創出、地域活性化、うみさととの価値向上を図り、住民のシビックプライドの醸成ひいてはQOL（Quality of life）向上を図ることを目的とする。

（連携事業）

第 3 条 協定関係 5 者は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業について連携及び協力をする。

- 一 うみさとブランド戦略の企画立案及びブランド開発に関すること。
- 二 うみさとブランドコンセプトを体現する連携イベントに関すること。
- 三 地域資源の利活用及び水と地域のネットワークづくりに関すること。
- 四 協議会及びうみさととの情報発信に関すること。
- 五 その他、必要な活動に関すること。

2 前項各号に掲げる事業に係る役割分担については、その都度、協議するものとする。

（秘密保持）

第 4 条 協定関係 5 者は、本協定の履行に関して知り得た情報を開示、漏洩又は本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、法令に基づく場合又は相手方の同意がある場合は、この限りではない。

2 次条に定める本協定の有効期間終了後においても、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（有効期間）

第 5 条 本協定は、締結の日から発効し、令和 11 年 3 月末日までその効力を有するものとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに協定関係 5 者いずれからも本協定を終了させる旨の意思表示がない場合には、有効期間満了の日の翌日から 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、協定関係5者で協議の上、これを定めるものとする。

本協定締結の証として、本書5通を作成し、5者署名の上、各自1通を保有する。

令和6年2月15日

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

千葉県佐倉市海隣寺町97
佐倉市
佐倉市長 西田 三十五

千葉県八千代市大和田新田312番地5
八千代市
八千代市長 服部 友則

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
東京東・千葉地域本部長 酒井 弘

千葉県八千代市勝田台北2丁目4番5号
株式会社みなも
代表取締役社長 岩崎 肇